

2006年5月22日

マスコミ 各社  
団体、地域 御中

あいち被爆者支援ネット

本日、厚生労働省は、原爆症集団訴訟大阪地裁判決に対して控訴しました。担当課長補佐の話によると、全国から上京した原告、弁護団、被爆者と核兵器廃絶を願う人びとが厚生労働省前に座り込んで、「控訴するな」「厚生労働省は原告と面会せよ」と要請している最中の出来事でした。この暴挙に対する原告団・弁護団などの声明をお送りします。

### 【抗議声明】

原爆症認定訴訟近畿原告団  
原爆症認定訴訟近畿弁護団  
原爆訴訟支援近畿連絡会  
日本原水爆被害者団体協議会  
原爆症認定集団訴訟全国弁護団連絡会  
原爆症認定集団訴訟を支援する全国ネットワーク

厚生労働大臣は、5月12日に大阪地裁第2民事部が言い渡した判決（原爆症認定申請棄却処分取消等請求事件）に対して、本日控訴した。

われわれは、全国26万余の被爆者とともに厚生労働省に断固抗議する。

大阪地裁判決は、全国13の裁判所で171名の原告が提起した原爆症認定集団訴訟の先駆け判決として、原因確率の機械的適用を排し、遠距離・入市被爆を認めてこなかった原爆症認定行政をきびしく批判するものであった。

厚生労働大臣は、これまで、長崎松谷原爆訴訟、京都小西原爆訴訟、東京東原爆訴訟の7判決で連続敗訴しており、今回の大阪地裁判決は8度目の敗訴である。判決を受けて各紙は「国は認定基準を改めよ」（朝日新聞）、「血の通った審査方針に改めよ」（毎日新聞）、「早急に基準の見直しを」（東京新聞）等の社説を掲げ、控訴の断念、被爆者の早期救済を国に訴えかけている。

にもかかわらず、厚生労働大臣は、原告らと会おうともせず、被爆者の切実な声に耳を傾けようともせず、控訴の暴挙に至ったもので、断じて許すことができない。

控訴は、被爆者の切なる願いを踏みにじり、被爆の苦しみをさらに増大させるものであるばかりか、核兵器廃絶を願う国民を裏切る行為である。

被爆者には時間がない。全国の原爆症認定集団訴訟原告のうち、すでに26名もの原告が死亡している。今、厚生労働大臣がなすべきことは、控訴ではなく、問題点を指摘された認定行政を根本的に改めることである。

私たちは、国が全ての原告を直ちに原爆症と認定し、認定制度を抜本的に改めるまで、あらゆる運動を展開し、断固として闘い続ける。